

不適正取引の防止のための取引審査体制の整備に関する規則

(2018年 7月30日 制定)

第1章 総則

(目的)

第1条 本規則は、会員が行う仮想通貨の売買等の不適正取引を防止するための取引審査（以下、「取引審査」という。）に係る体制（以下「取引審査体制」という。）を整備するに当たり、社内規則の制定その他の必要な措置を定めることにより、取引審査体制を整備し、もって、仮想通貨市場の公正性、透明性を図るとともに、会員の利用者保護を図ることを目的とする。

第2章 体制の整備

(社内規則の制定)

第2条 会員は、利用者による仮想通貨の売買等に対する管理に関して、次の各号に掲げる事項について規定した社内規則を定めなければならない。

- (1) 不適正取引に該当する取引の類型に関する事項
- (2) 取引審査の業務を担当する部門並びにその権限及び責任に関する事項
- (3) 利用者の取引動向及び取引動機等の的確な把握に関する事項
- (4) 取引審査を行うに当たり参考とすべき情報に関する事項
- (5) 取引審査の対象となる利用者又は取引の抽出に関する事項
- (6) 利用者又は取引に対して行う取引審査に関する事項
- (7) 取引審査の結果に基づく措置に関する事項
- (8) その他必要と認められる事項

(取引検知部門)

第3条 会員は、取引審査のうち前条で定める社内規則その他本規則に定める不適正取引を検知する業務（以下「取引検知業務」という。）を担当する部門（以下「取引検知部門」という。）を設置しなければならない。

- 2 会員は、取引検知業務に携わる役職員の業務適性を確認し、かつ、適切な人員を取引検知部門に配置しなければならない。
- 3 会員は、取引検知業務が適切に行われるように、当該業務に従事する役職員に対し、適宜、教育研修及び業務指導等の実施に努めなければならない。
- 4 会員は、取引検知部門並びにその責任者及び担当役員を、「受注管理体制の整備に関する規則」第3条に定める受注管理部門から独立さ

せるものとする。

(取引審査体制の実効性の確保)

第4条 会員は、第2条で定められた社内規則に基づき、適時、モニタリング（取引審査の対象となる仮想通貨、取引手法、取引形態、投資意向及び投資経験等に関する調査をいう。）を行い、利用者の売買動向及び売買動機等の的確な把握に努めなければならない。

2 会員は、役職員に対して、第2条で定められた社内規則の周知徹底を図るものとする。

3 会員は、仮想通貨の市場及び仮想通貨の売買等の実態に応じて、定期的に前条で定められた社内規則の内容を検証の上、その内容を見直すこと等により、取引審査体制の実効性を確保しなければならない。

第3章 取引審査

(取引審査)

第5条 会員は、第2条で定めた社内規則に基づき取引審査を行わなければならない。

2 取引審査は、次の各号に掲げる事項を定めて行うものとする。

(1) 取引審査の対象となる利用者又は取引の抽出基準

(2) 取引審査の対象とする仮想通貨（仮想通貨の指数を含む。）の価格の変動率及び数量に係る定量基準

(3) 取引審査の対象とする取引状況の定性基準

(4) 内部者（「仮想通貨関係情報の管理体制の整備に関する規則」第2条第2項に定める意味をいう。以下同じ。）が仮想通貨関係情報（「仮想通貨関係情報の管理体制の整備に関する規則」第2条第1項に定める意味をいう。以下同じ。）をその者の内部者としての地位に関して知って行う当該仮想通貨関係情報に係る仮想通貨関連取引（以下「内部者取引」という。）に関する事項

(5) その他会員が取引審査において必要とする事項

3 会員は、前項に定める取引審査を行った結果、不適正取引につながるおそれがあると認識した場合には、当該取引を行った利用者に対し注意喚起を行い、その後も改善が見られない場合には、当該利用者との取引の停止その他の適切な措置を講じなければならない。

(自己売買等に対する取引審査)

第6条 会員は、利用者による仮想通貨の売買等のほか、役職員及び自己の計算により行う仮想通貨の売買等についても、不適正取引が行われぬように適切に管理しなければならない。

2 会員は、前項に基づく取引審査のほか、利用者への価格の提示、注文受付及び約定処理その他決済の実行に至る一連の業務を取引審査の対象に加えるものとし、「受注管理体制の整備に関する規則」第2条

に定める受注管理業務が適正に行われていることを定期的に検査（第8条第2項に定める禁止行為該当性の検査を含むがこれに限られない。）しなければならない。

- 3 会員は、前二項に基づく取引審査の結果、会員及び役職員による不適正取引が判明した場合には、直ちに取締役会その他これに準ずる意思決定機関に報告するものとし、当該意思決定機関の関与の下、再発防止策その他必要な措置を講じるものとする。

（社内記録等の保存等）

第7条 会員は、次の各号に掲げる事項について社内記録を作成し、5年間保存しなければならない。

- (1) 前二条に定める取引審査の結果（不適正取引に該当しないことが明らかな場合を除く。）及び利用者又は会員の役職員等に対して行った措置

- (2) 取引審査の内容を変更した場合における変更理由

- 2 会員は、前項のほか、仮想通貨の売買等に係る注文について、取引審査の実効性の確保に必要な情報を取得し、適切に保存しなければならない。

第4章 不適正取引

（不適正取引）

第8条 会員は、次の各号に掲げる取引を不適正取引の対象として、取引審査を実施しなければならない。

- (1) 仮想通貨の売買等のため又は仮想通貨（仮想通貨の指数を含む。以下、本条において同じ。）の価格の変動を図る目的のために行う次に掲げる行為

- イ 行為者が直接経験又は認識していない、合理的な根拠のない事実を不特定多数の者に流布すること。

- ロ 他人を錯誤に陥れるような手段を用いて詐欺的な行為を行うこと。徒に他人の射幸心をあおるような言動を行うこと。

- ハ 暴行又は脅迫を用いること。

- (2) 仮想通貨の価格に人為的な操作を加え、これを変動させる行為として、次に掲げる取引

- イ 仮想通貨の売買等について他人に誤解を生じさせる目的をもって行われる権利の移転、金銭の授受等を目的としない偽装の取引

- ロ 仮想通貨の売買等について他人に誤解を生じさせる目的をもって行われる第三者との通謀取引

- ハ 仮想通貨の売買等を誘引する目的で、当該売買等が繁盛であると誤解させ、又は仮想通貨の価格を変動させるべき一連の仮想通貨の売買等に係る現実の取引

- ニ 仮想通貨の売買等を誘引する目的で、仮想通貨の価格が自己又は他人の市場操作によって変動する旨を流布させ、又は重要な事項につき虚偽又は誤解を生じさせる表示を故意に行う取引
 - ホ 仮想通貨の価格を釘付けし、固定し、又は安定させる目的をもって行う一連の仮想通貨の売買等に係る取引
 - (3) 架空の名義又は他人の名義など本人名義以外の名義で行う取引
 - (4) 内部者取引
 - (5) その他不適正な取引として会員の定める取引
- 2 会員は、前項各号に掲げる取引のほか、会員及びその役職員が行う「受注管理体制の整備に関する規則」第7章に定める禁止行為についても、取引審査の対象としなければならない。

第5章 協会報告

(発生報告)

第9条 会員は、取引審査を行った結果、当該利用者に係る取引が前条第1項第4号に定める取引のおそれがあると認識した場合には、その取引審査結果及び利用者に対して行った措置の内容について、速やかに協会に報告しなければならない。

- 2 会員は、第6条に基づく取引審査の結果、会員及び役職員による不適正取引が判明した場合には、その取引審査結果及び不適正取引の内容について、直ちに協会に報告しなければならない。

(協会による確認)

第10条 会員は、不適正取引に関し、協会から説明又は報告を求められた場合には、正当な理由なく、これを拒否してはならない。

附則

この規則は、2018年10月24日から施行する。

不公正取引の防止のための取引審査体制の整備に関する規則ガイドライン

(2018年 7月30日 制定)

第1条関係

本規則における「仮想通貨の売買等」とは、会員が行う、①競争売買取引又はマーケットメイク方式取引による利用者の仮想通貨（仮想通貨指数を含む。以下同じ）の売買又は交換、②店頭取引により継続かつ反復して行われる利用者との売買又は交換取引を指します。原則として媒介、代理、取次ぎ等の行為を含みませんが、媒介等を通じて利用者あるいは会員が故意に他の会員の運営する市場を乱す取引を媒介等することは本規則に関わらず、市場の信頼性を傷つける不適切な行為と考えます。

第2条第1項第1号関係

本号に定める不公正取引に該当する取引の種類とは、第8条第1項各号などの事項を言います。

第3条第2項関係

取引検知業務については、例えば当該業務に適したプログラムを介して自動化する場合では、プログラムの設計が目的とする検知に適ったものであること、プログラムに設定する各種パラメーターが適切な判断の下に決定され、適切に組み込まれ、無断で変更されていないことを確認し、指示通り稼働していることを点検する必要がある、かかる確認・点検を行うことができる人員のほか、検知された事象を判断可能な人員が必要となります。もっとも、検知結果が自動的に取得することができる仕組みを設けた場合には、プログラムの運用状況については、その他の業務システムの管理者と同一の者とし、検知された事象を判断する者をもって取引検知部門とすることも許容されるなど会員の業容や規模に応じた態勢整備を図る必要があります。

第5条第2項第1号関係

抽出基準については、例えば、日本証券業協会「不公正取引の防止のための売買管理体制の整備に関する規則」別表を参考としつつ、実効性ある取引審査が可能な基準を設定することが考えられます。

第5条第2項第2号関係

価格の変動率に係る定量基準とは、単位時間あたりの平均的な変動率を測定し、その値+ α の値をもって設定することなどが考えられます。なお、単位時間は短期に限らず中期、長期も含めて複数の測定を図ることが好ましいものと考えます。数量に係る定量基準も同様に平均的な単位時間

当たりの平均的な取引量を測定し、その値+ α の量をもって設定することが考えられます。

第5条第2項第3号関係

取引状況の定性基準としては、例えば、一定の時刻に価格が急変する状況が続く場合や、取引可能な時間が設定されている場合において、取引開始直後あるいは終了直前になると価格が急変する状況や注文量が減少したときに最高値又は最安値をつける取引が頻繁に行われる状況などが考えられます。

第5条第2項第4号関係

仮想通貨関係情報の定義については、「仮想通貨関係情報の管理体制の整備に関する規則」第2条第1項を参照してください。

第6条第2項関係

会員の自己取引及び会員の役職員等の行う取引は、取引審査の確認対象となります。とりわけ慎重に審査を行うべき取引の抽出基準としては、第5条第2項第1号関係にて言及した日本証券業協会「不公正取引の防止のための売買管理体制の整備に関する規則」別表記載の抽出基準を援用しつつ、実効性ある取引審査が可能な基準を設定することも有効であると考えます。

第8条第1項第1号イ関係

例えば、自ら取得したことの無い仮想通貨に対して、実際に利益を得たかのように喧伝することが該当します。

第8条第1項第2号イ関係

例えば、利用者が同一の価格で同時刻に売却と買付けを行うことなどが該当します。

第8条第1項第2号ロ関係

例えば、他者と通謀して、同一の価格で売り買いを行うことなどが該当します。

第8条第1項第2号ハ関係

例えば、大量の取引を発注することによって相対する注文を誘った上で、約定する前に速やかに注文を取り消すことや、売却価格を吊り上げるために故意に買付けを行った上で売り抜ける行為などが該当します。

第8条第1項第2号ニ関係

例えば、大量に特定の仮想通貨を保有する利用者が一斉に売却するため先に売却するほうがよいなどと根拠のない噂を故意に発信し、情報の拡散を図るなどの行為が該当します。

附則

このガイドラインは、2018年10月24日から施行します。